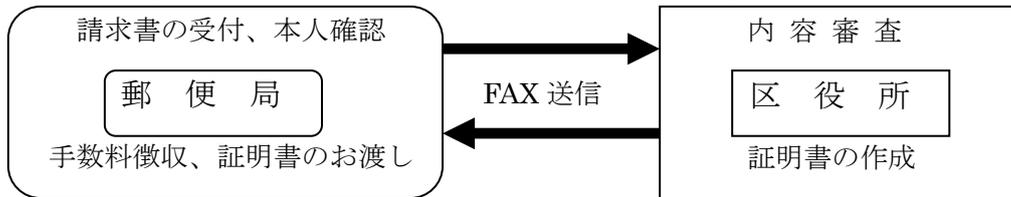


「横浜市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定」について

1 郵便局取扱事務の概要

区役所と郵便局とを専用FAXで結び、郵便局の窓口で証明書の交付の請求の「受付」と証明書の「引渡し」を行うものです。



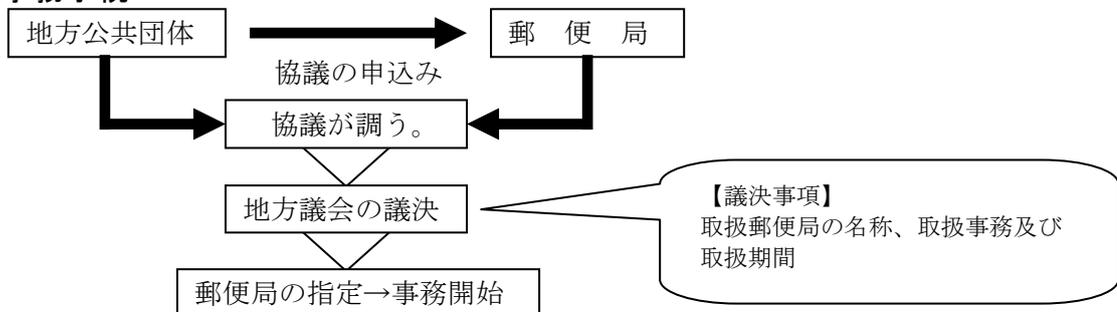
2 根拠法律

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）

【第2条】地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、次条第一項の規程により当該地方公共団体が指定した郵便局において取り扱わせることができる。

【第3条第3項】地方公共団体は、前項の規定により協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

3 事務手続



4 取扱郵便局

青葉台郵便局及び横浜奈良郵便局

5 取扱事務（本人からの請求のみ、手数料が免除されるものを除く。）

- ① 戸籍謄本及び抄本（戸籍電算化後については、戸籍の全部事項証明書、個人事項証明書という名称となります。）
- ② 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- ③ 外国人登録原票記載事項証明書
- ④ 戸籍の附票の写し
- ⑤ 印鑑登録証明書

6 取扱期間

平成20年1月28日～平成22年3月31日
（取扱時間は平日の9時から17時です。）